入札説明書

広島県公立大学法人（県立広島大学（広島キャンパス・庄原キャンパス・三原キャンパス）及び叡啓大学）で使用する電気の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、広島県公立大学法人会計規程（令和 19 年法人規程第 79 号）、広島県公立大学法人契約事務取扱規程（令和 19 年法人規程第 84 号。以下「契約事務取扱規程」という。）、広島県公立大学法人の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程（平成 31 年２月１日法人規程第５号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札参加資格確認申請書等の提出

⑴　本件の一般競争入札への参加を希望する者は、別記様式第 1-1 号による入札参加資格確認申請書、別記様式第 1-2 号による誓約書及び別記様式第 1-3 号による機密データの保存等に関する申出書を提出しなければならない。

⑵　提出期間

令和８年 11 月５日（木）から令和８年 11 月 18 日（水）までの午前９時から午後５時までの間、随時受け付ける。

但し、次の期日は交付しない。

ア　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日

２　入札書及び入札付属書の提出方法

⑴　入札参加者又はその代理人は、別記様式第２－1 号による入札書及び別記様式第２－2 号による入札付属書を直接持参、郵送等（書留郵便、又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）により提出しなければならない。

⑵　入札書と入札付属書は、左上をホチキス止めし、割印を押すこと。

⑶　入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書及び入札付属書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

３　入札書の作成方法

⑴　代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に別記様式第３号による委任状を提出すること。

⑵　代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押印したものと同一のものでなければならない。

⑶　入札金額の訂正は認めない。

⑷　入札参加者又はその代理人は、仕様書、本入札説明書、契約書（案）及び契約事務取扱規程を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

⑸　入札書には、県立広島大学（広島キャンパス・庄原キャンパス・三原キャンパス）及び叡啓大

学で使用する電気料金の１年間予定総額（入札付属書の②の金額）を記載すること。

⑹　落札の決定は、本法人で示す契約電力及び使用予定電力量に対して、別紙入札付属書により積算し、入札書に記載された１年間予定総額で行う。

⑺　入札金額の算定に当たっては、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

⑻　すべての金額には消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。

４　入札付属書の作成方法

⑴　入札付属書は別記様式第 2－2 号及びその記入例を参考として、県立広島大学（広島キャンパス・庄原キャンパス・三原キャンパス）及び叡啓大学で使用する電気料金の１年間予定総額の積算内訳を任意様式（用紙は A4 サイズとし、2 ページ以上に及ぶ場合はそれぞれのページに割印をすること。）に記載して提出すること。なお、入札付属書の積算に誤りがある場合、又は入札付属書が入札書記載の金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、無効とする。

⑵　「ピーク時間」とは、毎年７月１日から９月３０日までの期間で、毎日１３：００から１６：００までの時間をいう。ただし、夜間休日等を除く。

⑶　「夏季昼間」とは、毎年７月１日から９月３０日までの期間で、毎日８：００から２２：００までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び夜間休日等を除く。

⑷　「その他季昼間」とは、毎年４月１日から６月３０日までの期間及び毎年１０月１日から翌年３月３１日までの期間で、毎日８：００から２２：００までの時間をいう。ただし、夜間休日等を除く。

⑸　「夜間休日等」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１月２日、１月３日、１月４日、５月１日、５月２日、１２月３０日及び１２月３１日の０時から２４時までの時間並びにピーク時間、夏季昼間及びその他季昼間以外の時間をいう。

⑹　「基本料金」の「力率割引･割増」欄には、仕様書に定めた標準力率での力率割引・割増の計算式等を記入すること。(標準力率の変動に対する積算を伴う場合は、その積算方法を「基本料金の積算方法」の欄に記入する。)

⑺　「従量料金単価」の欄には、使用予定電力量に対する各月ごとの従量料金単価を記入すること。

⑻　端数処理については、次のとおりとすること。

ア　基本料金単価及び従量料金単価には、1 円未満の端数を含むことができるものとする。

イ　各月の「小計（A)」の欄及び「小計（B)」の欄においては、小数点第３位を四捨五入し、小数点以下第２位まで保持し、１円未満の端数処理を行なわない。

ウ　各月の基本料金と従量料金の合計額である「月額合計」の欄に 1 円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

⑼　「年間予定料金〔月額合計の総和〕」の欄には、上記の基本料金及び従量料金の月額合計の年間総計を記載すること。

⑽　基本料金単価、従量料金単価、年間予定料金、年間割引金額及び年間予定総額は、消費税及び地方消費税相当額を含めない金額とすること。また、入札参加者が税抜単価の設定がない単価を用いている場合、当該単価にて合計額を算出し「年間予定料金〔月額合計の総和〕」の欄に記載し、当該合計額の 110 分の 100 に相当する額を「年間予定料金（税抜き)」の欄に記載すること。

⑾　入札付属書に示した使用予定電力量は、次の期間の使用実績量に基づき、使用月の日量を集計

したものをもとに設定している。

ア　県立広島大学（広島キャンパス・庄原キャンパス・三原キャンパス）

令和６年 10 月から令和８年９月まで

イ　叡啓大学

令和６年 10 月から令和８年９月まで

⑿　入札付属書に示した契約電力は、次の期間の最大需要電力に基づき、最大値を踏まえたものをもとに設定している。

ア　県立広島大学（広島キャンパス・庄原キャンパス・三原キャンパス）

令和６年 10 月から令和８年９月まで

イ　叡啓大学

令和６年 10 月から令和８年９月まで

なお、三原キャンパスの契約電力は、600kW から 500kW に変更とする。

５　開札について

⑴　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年 12 月 16 日（水）午前 10 時 00 分

イ　場所

広島市南区宇品東一丁目１番 71 号

県立広島大学広島キャンパス　教育研究棟１　２階　1212 会議室

⑵　開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

⑶　入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができない。

⑷　入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札室に入場することができない。

⑸　入札参加者又はその代理人は、入札参加者本人等であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は提示しなければならない。

⑹　入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札室を退場することはできない。

⑺　入札室において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退場させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

６　無効とする入札

次に該当する入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をしたものはこれに加わることができない。

⑴　公告及び本入札説明書に示した入札参加資格を有さない者が入札したとき。

⑵　入札公告等において示した入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法を満たさない入札をしたとき。

⑶　その他契約事務取扱規程第 16 条各号に掲げる入札をしたとき。

⑷　その他、入札の条件に反した入札をしたとき。

7　落札者の決定

⑴　有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を入札した者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

⑶　落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

⑷　開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、無効な入札をした者は再度入札に参加することができない。

⑸　再度入札は５回まで（初回の入札を含めて６回まで）とする。

⑹　最低制限価格は設定しない。

8　契約書の作成

⑴　競争入札を執行し、落札者が決定したときは、契約の相手方として決定した日から５日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当職員等が定めた期日まで）に契約書を取り交わすものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

⑵　契約担当職員が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑶　契約書は２通作成し各自その１通を所持するものとする。

9　契約条項

別添契約書（案）のとおり。

なお、当該契約書（案）により難い場合、本学と落札者が協議のうえ、変更することができる。

１０　入札者に求められる義務

⑴　入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

⑵　入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、すべて入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方の負担とする。

１１　調達に係る質疑について

⑴　本件調達に関して質疑がある場合は、別記様式第４号による仕様書等に関する質問回答書を提出期限までに提出すること。

⑵　質疑の受付は、令和８年11月５日（木）から令和８年11月27日（金）までの午前９時から午後５時までの随時とする。

　但し、次の期日は受け付けない。

ア　令和８年11月19日（木）学校推薦型選抜準備日

イ　令和８年11月20日（金）学校推薦型選抜

ウ　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日

⑶　質疑に対する回答は、原則として入札説明書を受け取った全者に対し、令和８年11月５日（木）

から令和８年 12 月９日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の間に、適宜行う。

１２　本調達に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨

申請書、入札書及び契約書等のすべての書類は、日本語で作成すること。

また、上記の書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。

１３　添付書類

⑴　公告の写し

⑵　入札参加資格確認申請書、誓約書及び機密データの保存等に関する申出書（別記様式第１－１号、別記様式第１－２号、別記様式第１－３号）

⑶　入札書及び入札付属書（別記様式２－１号、別記様式２－２号）

⑷　委任状（別記様式第３号）

⑸　仕様書等に関する質問回答書（別記様式第４号）

⑹　契約書（案）

⑺　仕様書